

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例(概要)

目的

障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与すること。

定義

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

差別とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ること。

不均等待遇とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすること。

合理的配慮とは、障害のある人の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

障害のある人に対する差別の禁止

何人も、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

10分野について、差別禁止を特に明記している。

- ・福祉サービスの提供における差別の禁止(第10条)
- ・医療の提供における差別の禁止(第11条)
- ・商品及びサービスの提供における差別の禁止(第12条)
- ・労働及び雇用における差別の禁止(第13条)
- ・教育における差別の禁止(第14条)
- ・建築物の利用における差別の禁止(第15条)
- ・交通機関の利用における差別の禁止(第16条)
- ・不動産取引における差別の禁止(第17条)
- ・情報の提供等における差別の禁止(第18条)
- ・意思表示の受領における差別の禁止(第19条)

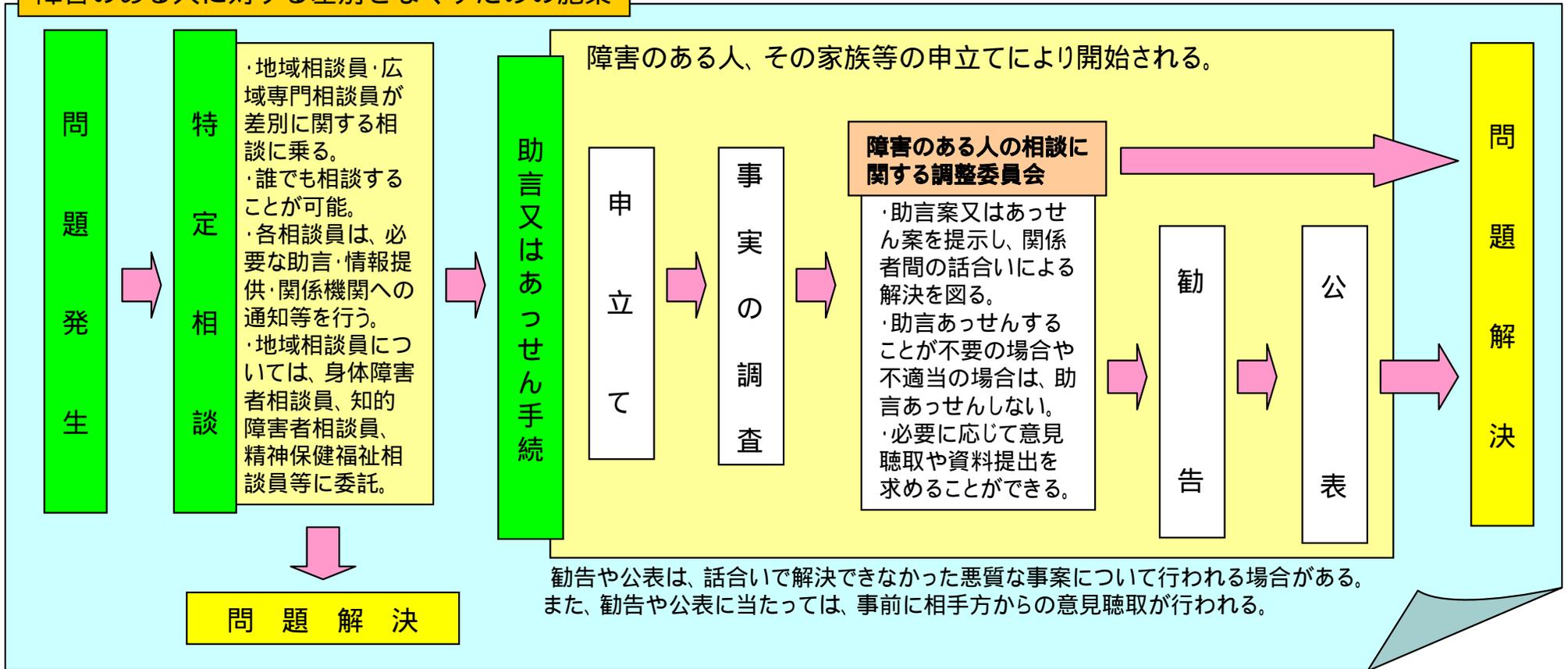
➡ 「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」は適用除外。

障害のある人の相談に関する調整委員会

障害のある人に対する差別に該当する事案(対象事案)を解決するために設置される知事の附属機関

- ・所掌事務は、「対象事案についての助言・あっせん」、「相談体制に関する調査審議」、「地域相談員・広域専門相談員の選任について意見を述べること」。
- ・医療、保健、福祉、教育、雇用の関係機関や民間団体、障害のある人やその家族の団体、学識経験者等で構成。
- ・委員は20名以内。任期は3年。
- ・特定事項について、小委員会を設置できる。
- ・守秘義務あり。守秘義務違反の場合は罰則も。

障害のある人に対する差別をなくすための施策



障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策

- ・表彰
- ・県民の理解と関心の増進
普及啓発のための広報活動
障害のある人とない人との交流の機会の提供など

その他

- ・施行期日 平成26年4月1日
障害のある人の相談に関する調整委員会については、公布の日から施行。
- ・施行後3年を目途に必要な見直しを行う。

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議

- 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するために設置される知事の附属機関
- ・所掌事務は、「対象事案の原因・背景となっている社会的障壁」、「人材育成」、「条例の施行状況」等の調査審議。
 - ・必要な場合に知事に建議することができる。
 - ・医療、保健、福祉、教育、雇用の関係機関や民間団体、障害のある人やその家族の団体、学識経験者等で構成。
 - ・委員は35名以内。任期は3年。
 - ・特定分野について、分科会を設置できる。
 - ・守秘義務あり。守秘義務違反の場合は罰則も。